

公益社団法人全日本トラック協会

会長 星 野 良 三 殿

厚生労働省労働基準局長



陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者と荷主のいずれかが安全対策を講じるものではなく、双方が協力して対策に取り組む必要があり、災害の70%が荷主先で発生していることから、荷主の協力は重要になっています。

このため、今般、荷主に対しまして、別添のとおり、陸上貨物運送事業者と連携して荷役作業における安全対策を講じるよう要請しましたので、貴協会及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により荷主と連携し、荷役作業における安全対策を一層推進いただくようお願いいたします。

なお、貨物自動車運送事業を所管する国土交通省に対し、同旨の要請を貴会に行っていたくよう依頼していることを申し添えます。

別添の団体（荷主）の長 殿

厚生労働省労働基準局長

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、陸上貨物運送事業者と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

また、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴として、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。このことからおわかりいただけますとおり、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業者が安全対策を講じるのみならず、荷主の協力が不可欠になっています。

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策を推進することは、荷役作業を行う労働者の労働災害を防止することはもとより、原材料や製品等の安全確実な輸送につながるものですので、貴業界及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により陸上貨物運送事業者と連携して、荷役作業における安全対策の一層の推進にご協力いただくようお願いいたします。

なお、参考として、国土交通省が公益社団法人全日本トラック協会に要請した文書を添付致します。

## 陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害を防止するための荷主等の実施事項

### 1 基本的考え方

陸上貨物運送事業（以下「陸運業」という。）における労働災害は、被災者の8割が貨物自動車運転者で、全体の7割が荷役作業時に発生している。荷役作業時の災害では、墜落・転落災害が最も多く、そのうち、7割近くが荷主、配送先、元請事業者等（以下「荷主等」という。）の事業場で発生している。

こうした状況にあつて、陸運業における荷役作業時の災害を大幅に減少させるためには、陸運業の事業者（以下「陸運事業者」という。）が講じる安全衛生対策のみでは十分とは言えず、荷主等が陸運事業者に対して安全な作業環境を設備面で協力することが効果的であり、大変重要である。

このため、荷主等が管理する事業場構内において、陸運事業者に荷役作業を行わせる場合には、次の2. に掲げる必要な対策を実施することにより陸運事業場の労働者の安全確保に協力すること。

### 2 実施事項

#### (1) 労働災害防止のため陸運事業者と協議する場の設置

荷主等の管理する事業場における荷役作業に係る安全確保のための陸運事業者との協議の場を設置し、陸運事業者との間で荷役作業に係る連絡調整が十分に行える体制を整備すること。

#### (2) 荷役作業の有無、内容、役割分担等の陸運事業者への通知

荷主等の事業場における陸運事業者による荷役作業の有無、運搬物の重量、荷役作業の内容、役割分担等について、「安全作業連絡書」（別添）を活用するなどにより、事前に陸運事業者に通知すること。

また、通知する際には、当該陸運事業者から、作業員や運転者が必要な資格を有すること及び作業指揮者教育（車両系荷役運搬機械等作業指揮者教育、積卸し作業指揮者教育）が実施されていることを確認すること。

#### (3) 自社以外の者に荷役作業を行わせる場合の安全対策（作業手順及び安全設備）

ア 貨物自動車の荷台等高所での荷役作業を陸運事業者に行わせる場合には、陸運事業者と連携の上、リスクアセスメントとともに、その結果に基づき、適切なリスク低減対策（安全対策）を実施すること。

イ 貨物自動車の荷台で荷役作業を行わせる場合には、荷台の周囲に墜落防止策、作業床等墜落転落防止のための設備を設置すること。その際、設備については、適正な構造要件を確保するとともに、点検、整備を実施す

ること。

ウ 安全な荷役作業を行うための作業手順の作成に協力するとともに、作業手順を遵守していることを作業の立会又は作業場所の巡視により確認すること。

エ 安全通路の確保、立入禁止箇所の標識の設置等荷役作業施設の安全化を図ること。

(4) 自社の労働者と自社以外の労働者が混在して作業する場合の安全対策

ア 上記(3)アからエまでの事項を実施すること。

イ 陸運事業者と協議の上、自社と陸運事業者が行う荷役作業の役割分担を明確に取り決めるとともに、あらかじめ、作業間の連絡調整が円滑になされるようにすること。

ウ 作業間の連絡調整は、施設内で計画されている陸運事業者の労働者が関わる全ての荷役作業について、その内容、作業場所とその範囲、作業時間等を記入した書面を作成し、これを各荷役作業の班長及び作業員等に交付する等により、安全な作業を確保すること。

エ 陸運事業者の労働者に対して、荷役作業の現場において、墜落時保護用の保護帽の着用や、フォークリフトの用途外使用の禁止など法令に違反しないよう、必要な指導を行うこと。また、当該作業に関し、法令に違反していると認めるときは、是正のため必要な指示を行うこと。

(5) 自社以外の者にフォークリフトを使用させる場合の事項等

ア 運転技能講習修了証を携帯していることを確認すること。

なお、最大荷重1トン未満のフォークリフトの場合は特別教育を受けていることを確認すること。

イ フォークリフトを貸与する場合、定期自主検査を実施し、安全性の確認がなされたものを貸与すること。

ウ 作業員が資格等を持っていない場合、必要な資格等を持っている自社の作業員に使用させること。

(別 添)

## 安 全 作 業 連 絡 書 (例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主又は配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地			
積込作業月日	月 日 ( )	取卸作業月日	月 日 ( )		
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分		
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分		
積込場所	1. 屋内 2. 屋外	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外		
	1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他 ( )		1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-ミル 3. その他 ( )		
積 荷	品 名				
	(危険・有害性)	有・無 ( )			
	数 量				
	総重量	kg ( kg/個)			
	積 付	1. バラ 2. パレイズ 3. その他 ( )			
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取 卸 作 業	作業の分担	1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業員数	名	作 業	作業員数	名
	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )	作 業	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ( )
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	免許資格等		1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ( )	
<u>その他特記事項</u> ※「安全靴、保護帽を着用すること」など安全上の注意等を記入すること。					

発出先団体一覧(荷主)

社団法人建築業協会
社団法人建設荷役車両安全技術協会
社団法人セメント協会
社団法人全国火薬類保安協会
社団法人全国建設業協会
社団法人日本鍛造協会
社団法人日本化学工業協会
社団法人日本機械工業連合会
社団法人日本金属プレス工業協会
社団法人日本経済団体連合会
社団法人日本建設機械工業会
社団法人日本産業機械工業会
一般社団法人日本自動車工業会
社団法人日本新聞協会
社団法人日本新聞販売協会
社団法人日本造船工業会
一般社団法人日本鉄鋼連盟
社団法人日本鉄道車輛工業会
社団法人日本電機工業会
社団法人日本ロボット工業会
化成品工業協会
石油化学工業協会
石油連盟
全国商工会連合会
全国段ボール工業組合連合会
全国中小企業団体中央会
電気事業連合会
日本肥料アンモニア協会
日本火薬工業会
日本ゴム工業会
日本商工会議所
日本ソーダ工業会
日本チェーンストア協会
日本百貨店協会
日本紡績協会
日本無機薬品協会
板硝子協会
印刷工業会
日本産業・医療ガス協会
塩元売協同組合
(社)自転車協会
写真感光材料工業会
(財)食品産業センター
製粉協会
石灰石鉱業協会
(社)エルピーガス協会
日本園芸農業協同組合連合会
全国卸売酒販組合中央会
全国漁業協同組合連合会
全国小売酒販組合中央会
(社)全国中央市場水産卸協会
全国生コンクリート協同組合連合会
全国農業会議所
全国農業協同組合中央会
全国農業協同組合連合会
全国味噌工業協同組合連合会

(社)全国木材組合連合会
全国木材チップ工業連合会
(社)大日本水産会
(社)中央畜産会
情報通信ネットワーク産業協会
(社)鉄骨建設業協会
(社)日本アルミニウム協会
日本LPガス協会
日本化学繊維協会
(社)日本缶詰協会
(社)日本橋梁建設協会
日本鋳業協会
日本合板工業組合連合会
(社)日本縫製機械工業会
(社)日本雑誌協会
(社)日本自動車タイヤ協会
(社)日本自動車部品工業会
(社)ビジネス機械・情報システム産業協会
(社)日本砂利協会
日本酒造組合中央会
(社)日本出版取次協会
日本醤油協会
日本蒸留酒酒造組合
(社)日本食肉協議会
(社)日本書籍出版協会
全国森林組合連合会
日本水道鋼管協会
日本製紙連合会
日本製薬工業協会
(財)石炭エネルギーセンター
日本石鹼洗剤工業会
公益社団法人日本セラミックス協会
日本繊維産業連盟
(社)日本船主協会
(社)電子情報技術産業協会
(社)日本電線工業会
日本歯磨工業会
日本ハム・ソーセージ工業協同組合
(社)日本乳業協会
(社)日本農業機械工業会
(社)日本貿易会
(社)日本パレット協会
(社)日本芳香族工業会
(社)日本包装機械工業会
日本木材輸入協会
(社)日本植物油協会
日本洋酒酒造組合
(社)日本林業協会
(社)日本冷凍食品協会
農薬工業会
ビール酒造組合
硫酸協会
精糖工業会